

支援メニュー及び上限額

(自立支援)

- ・日本語学校受講料…実費相当額（上限 100 万円／人）

- ・資格取得等支援金…実費相当額（上限 20 万円／回）

日本語能力試験や自動車運転免許等、佐賀県で自立するために必要と認められる資格取得のために要する経費を支給。高校生以下の場合は、習い事等の費用を対象とする。

- ・進学・就業祝い金…20 万円／人

県内大学等や県外大学等（県内に引き続き居住する場合）への進学、県内企業に就職もしくは県内で開業が決定した場合に支給。1 人あたり 1 回の支給を上限とする。

- ・県内転居支援金…実費相当額（上限 10 万円／世帯）

県内で転居する場合に支給。1 世帯あたり 1 回の支給を上限とする。

- ・諸経費…上限月 2 万円／世帯・月

自立のための活動に係る諸経費を対象とする。

(ウクライナ帰国支援)

- ・旅券更新支援金…実費相当額

ウクライナ発給のパスポート更新手続きに係る費用（佐賀～東京往復交通費及び更新手数料）

- ・帰国時支援金…ウクライナまでの片道航空券の実費相当額